



速度取締り指針

令和7年1月
福島北警察署

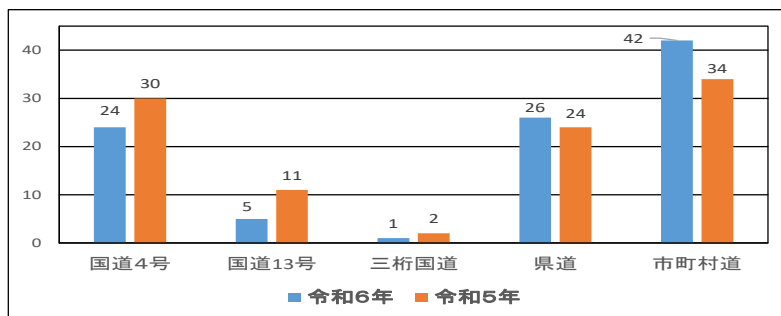
1 福島北警察署管内の速度取締り重点

路 線	地 域	重点 時 間 帯
管内全路線	福島市内全域（福島北本署）	7時～11時、14時～18時
	桑折・国見町全域（桑折分庁舎）	7時～11時、12時～17時

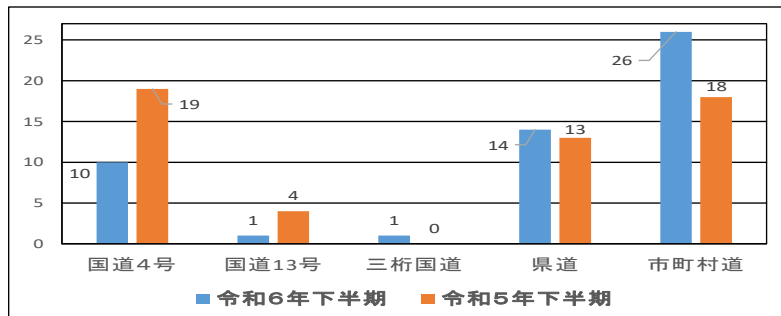
※速度抑制のため、重点時間帯以外でも速度取締りを実施します。

2 管内路線における人身交通事故発生状況

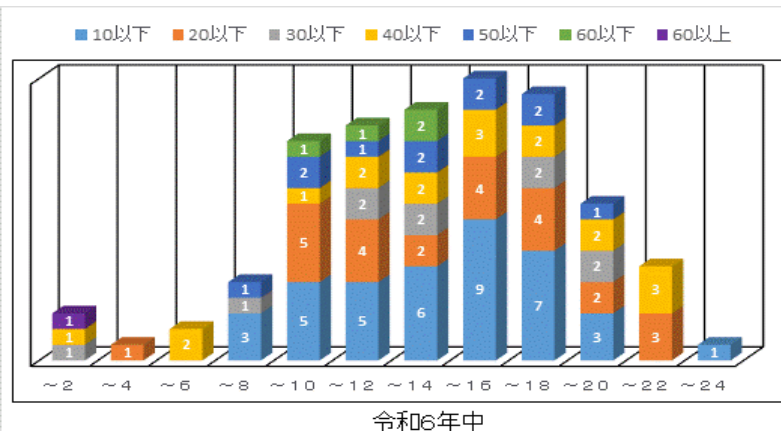
○ 路線別・事故発生状況（令和6年前年比較）



○ 路線別・事故発生状況（令和6年下半期前年比較）



○ 令和6年中の時間帯・危険認知速度別発生状況



管内の交通事故実態

- 令和6年中の管内の人身事故件数は、一昨年と同数であり、路線別発生状況については、年間と下半期で同様の傾向が見られますが下半期は、国道の事故が前年比約半数と減少しました。
- 路線別における人身事故発生割合は、市町村道での発生が最多で、次いで県道の発生が多いですが、国道の危険認知速度が高いことから、全路線を速度取締り重点とします。

時間帯別・危険認知速度

- 交通事故発生直前における危険認知速度は、追突事故等による10キロ以下が最多で、全体でも高くありませんが、8時から18時の時間帯が高い傾向にあり、人身交通事故も多く発生しています。

3 その他の交通指導取締り重点

- 管内全域において、歩行者保護対策の横断歩行者妨害違反取締り、通学路対策の通行禁止違反取締り、交差点・踏切関連違反、自転車関連違反取締りを実施します。